

## 「五月が丘まるごと展示会」会則

### 第1条 (名称)

本会の名称を「五月が丘まるごと展示会」と称す。

### 第2条 (入会資格)

1. 入会資格は、この会の目的に賛同した者で、原則として五月が丘団地内に在住し、当団地内の自宅等において展示の開催が可能な者。
2. 尚且つ、委員会で承認を受けた者。
3. 五月が丘団地外の入会希望者については、五月が丘団地内に展示場を確保できていること、並びに商売目的の展示でないこと。

### 第3条 (目的及び事業)

1. 本会は、まるごと展示会の開催を通して、会員相互の親睦を図ること。
2. 本会は会の目的を達成するため、次の事業（活動）を行う。
  - (1) 「五月が丘まるごと展示会」 原則年1回、5月1日～3日に開催する。
  - (2) 「オークション」「バザー」 随時開催

### 第4条 (世話人)

1. 本会運営のために次の世話人を置く。世話人の任期は原則2年とし、再任を妨げない。
2. 世話人と職務

世話人	2名	本会を代表して会を総括する。
世話人補佐	若干名	世話人を補佐し、本会のスムーズな運営を行う。
会計	1名	本会の会計を行う。
監事	1名	本会の会計を監査する。

### 第5条 (会員)

本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員（以下、会員と言う） 入会資格に沿って、五月が丘団地内にて展示会等を開催する者。
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人及び団体・法人とする。

### 第6条 (会費)

会員は、以下に定める年会費を納入する。

1. 正会員 3,000円（但し、休会者を除く）
2. 賛助会員 3,000円以上

### 第7条 (退会)

会員は、退会届を世話人に連絡し、任意に退会することが出来る。

- 第8条 (休会)  
会員は、休会届を世話人に連絡し、休会することが出来る。
- 第9条 (総会)
1. この会の総会は、会員で構成し、年2回開催する(年度末、並びに12月)。ただし、必要がある場合は、世話人の判断で臨時に開催できる。
  2. 総会は、会員の過半数の出席をもって開催できる。
  3. 総会では以下の事項について議決する。
    - (1) 会則の変更、事業(活動)等の方針
    - (2) 会の解散
    - (3) 事業報告並びに収支決算報告
    - (4) 役員を選任又は解任
    - (5) その他会の運営に関する重要事項について
- 第10条 (世話人会)  
世話人会は、年3回以上開催する。  
世話人会では、総会の議決を必要としない事項の執行、及び事業(活動)の運営に関して決めていく。
- 第11条 (会計年度)  
本会の会計年度は、毎年6月1日～5月31日までとする。
- 第12条 (罰則)  
会員が本会の運営を阻害し、又は本会の対面を著しく毀損し品位にもとる行動があった場合は、世話人会の過半数をもって除名できる。
- 第13条 (慶弔)  
本会としては、会員の私生活に及ぶところまでは関わらない。
- 第14条 (委任)  
この会則に定めのない事項は世話人会の承認を経て、世話人が別に定める。
- 第15条 (変更)  
この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。
- 第16条 (付則)  
この会則は平成21年8月1日から運用する。

制定 平成21年7月31日